

利府松島商工会販路開拓支援事業助成金 交付要領

利府松島商工会

(目 的)

第 1 条 利府松島商工会員事業所が、展示会・商談会等へ出展を通じ、バイヤーとの直接商談及び自社商品を更に消費者が求めるものへとブラッシュアップするために行うアンケート調査に係る費用を支援し、以って、新たな販路開拓や既存販路の拡大、売れる商品づくり等に資するため、基盤の強化及び持続的発展を図るため、商談会の出展等に係る経費を助成するにあたり必要な事項についてこれを定める。

(対象事業所)

第 2 条 本助成金の助成対象は利府松島商工会員事業所とし、本助成金交付要領の趣旨を理解し、商談会等に出展した後、商談の成否を問わず、商談先との商談内容またはアンケート調査結果を利府松島商工会へ報告することが出来る事業所とする。

(助成対象)

第 3 条 本助成金の助成対象となる商談会等は、バイヤーとの商談が主たる目的のものとする。

また、商談会等との形態をとらないバイヤーとの直接商談も助成対象とし、自社商品を更に消費者が求めるものへとブラッシュアップするために行うアンケート調査についても助成対象とする。

但し、一般消費者への物品販売等が主たる目的の商談会等は本助成金の対象とはしないものとする。

(助成対象経費及び助成額等)

第 4 条 本助成金の助成対象経費は商談会等に出展に係る下記①～④に該当する経費の50%とし、1事業所あたりの助成上限額は50,000円までとする。

なお、本条に定める助成は利府松島商工会の予算の範囲内で行うものとする。
また、複数回の商談会等に分けて助成を受けることも可能とする。

- ① 出 展 料 (商談会等主催者やアンケート調査場所を借用するために請求されるもの)
- ② 小 間 料 (商談会等主催者等から請求されるもので、小間製作・組立費含む)
- ③ リース料 (商談会等主催者やアンケート調査場所にて利用するため請求されるもの)
- ④ 旅 費 (本会旅費規程に基づき1名分とする)
- ⑤ その他、必要な経費 (本会会長が認めるものに限る)

(申請)

第 5 条 本助成金申請を希望する事業者は、商談会等開催日 14 日前までに利府松島商工会担当職員との事前協議の上で次に掲げる書類を利府松島商工会長に提出し、商談会等に出展するものとする。

- ① (様式第 1 号) 利府松島商工会販路開拓支援事業助成金計画書兼申請書
- ② 商談会等の概要が分かる資料 (主催者発行の商談会要領、アンケート調査票等)

(交付決定)

第 6 条 利府松島商工会長は第 5 条に基づく申請内容について審査し、助成金の交付が適当であると認めた場合、速やかに (様式第 2 号) 利府松島商工会販路開拓支援事業助成金交付決定書をもって当該申請者に通知する。

(実績報告及び請求)

第 7 条 第 5 条に基づき本助成金を申請し、商談会等に出展した事業者は速やかに次に掲げる書類を利府松島商工会長に提出し、申請した商談会等に係る実績報告を行うとともに本助成金を請求するものとする。

また、利府松島商工会長は提出された (様式第 3 号) 利府松島商工会販路開拓支援事業助成金実績報告書兼請求書の内容を確認・精査した上で、内容が適正であると認めたときは、速やかに申請者が指定する口座に確定した助成金額を支払うものとする。

- ① (様式第 3 号) 利府松島商工会販路開拓支援事業助成金実績報告書兼請求書
- ② 第 4 条に定める助成対象経費の支払を証明する書類 (領収書、振込明細等)
- ③ 商談会等に参加している状況が分かる写真 (2 枚以上)
- ④ その他、利府松島商工会が必要と定める書類

(助成金の取り消し等)

第 8 条 利府松島商工会長は、助成金の交付を受けた事業者が本事業助成金交付要領に違反した場合、助成金の支払を取り消す、または既に支払った助成金の全部若しくは一部の返還を求めることが出来る。

(追加条項)

第 9 条 本交付要領の定めその他、必要な事項が生じた場合、その都度、利府松島商工会長が定める。

附 則

本交付要領は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。